

平成30年度 佐野市奨学生(高等学校、大学等)追加募集要項

- ※ この奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金はすべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- ※ 奨学金を希望する人は、奨学生の資格、返済方法を十分理解の上、申し込んでください。

1. 目的

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的理由により高等学校、大学等に修学することが困難である方に、佐野市育英基金・佐野市徹心・随心育英基金・佐野市トクフミ育英基金を活用して学資を貸与し、広く人材を育成することにより、佐野市の教育の進展を期することを目的としています。

2. 奨学生の資格

佐野市の奨学生として奨学金の貸与を受けようとする方は、次のすべての資格が必要です。

- (1) 申請の日において、保護者が佐野市に1年以上住所を有する方。
- (2) 学校教育法の規定に基づく高等学校(高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む。)に在学している方。
- (3) 経済的な理由により修学困難な方で修学意欲のある方。
- (4) 確実な連帯保証人を付することができる方。
(独立の生計を営み、貸付金の未返還発生時対応可能な方。)
- (5) この奨学金に類する他の学資の給与を受けていない方。
- (6) 保護者が市税を完納している方。(納税証明書に未納額がある場合申し込めません。)

3. 奨学金の貸与額

- (1) 入学一時金(金額は1万円単位で選択できます。)
 - *平成30年4月の新入学者に限ります。希望する方に、月額奨学金の初回貸与時に貸与します。
 - ・高等学校奨学生 50,000円以内 ・大学奨学生 100,000円以内
- (2) 月額奨学金(金額は1万円単位で選択できます。)
 - ・高等学校奨学生 20,000円以内 ・大学奨学生 50,000円以内
 - *貸与期間は、正規の修業期間、原則として毎月口座振り込みにて貸与します。(初回は6月末日振込予定)

4. 受付期間

平成30年4月3日(火)～4月19日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

5. 提出先

佐野市高砂町1番地 佐野市役所3階 佐野市教育委員会 教育総務課 総務係

*直接、教育総務課総務係へ申請書類を提出してください。郵送不可。

田沼行政センター・葛生行政センターでは受付できませんので、ご注意ください。

6. 採用予定人数・選考

高等学校奨学生、大学奨学生を合わせて20名以内。(ただし予算の範囲内とします。)書類審査による選考を行い、選考の結果は5月下旬頃に書面にて通知いたします。選考の結果、貸与されないこともあります。

7. 申請時の提出書類 (1)～(8)までの書類を各1部ずつ提出してください。(9)は該当者のみ提出してください。必要により、このほかの書類を提出いただく場合もあります。

(1) **奨学金貸与願書**(教育委員会所定の用紙)※記入例を参考にしてください。

- ・連帯保証人2名のうち1名は保護者、他の1名は独立の生計を営み奨学金の返還について責任を負うことができる方(別世帯の方)で、原則として佐野市に住所を有する方。
- ・願書に押印する印鑑は、印鑑証明と同じものを使用すること。

(2) **志望理由書**(教育委員会所定の用紙)

(3) **推薦調書**(教育委員会所定の用紙)

- ・高校奨学生：高校1年生は卒業中学校に、2年生以上は在学期間作成依頼してください。
- ・大学奨学生：大学等1年生は卒業高校に、2年生以上は在学期間作成依頼してください。
- ・高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者については、推薦調書に代えて当該試験又は検定の合格証明書

(4) 本人および生計を一にする家族全員の**住民票**(続柄必要、本籍不要)

(5) **印鑑証明**(連帯保証人で保護者の分)

(6) **納税証明書**(連帯保証人で保護者の市税納税証明書(「全税目」にて発行・平成28年度))

(7) **連帯保証人**(保護者を除く)の **印鑑証明と住民票**(続柄、本籍不要)

*連帯保証人以外の方が交付を受ける場合は、委任状が必要となります。

(8) **在学証明書**(平成30年4月1日以降発行のもの)

(9) その他資料

- ・奨学生、保護者、連帯保証人が外国人の場合は、その方の在留カードのコピー(両面)
- ・心身障がい、長期療養に該当する方がいる場合は手帳のコピー、療養にかかる領収証など、証明できるもの。

8. 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、貸与期間が満了してから原則1年間据え置きで、貸与期間の2倍に相当する期間内に月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で返還していただきます。原則として均等払、無利子。納付書または口座振替にて返還してください。

(卒業後、1年間据え置かず返還する事も出来ます。)

9. その他

- ・貸与決定後は、誓約書(要連帯保証人)と振込口座申請書を提出いただきます。
- ・貸与中は在学証明を 毎年 提出していただきます。
- ・貸与終了後は、借用書(要連帯保証人、収入印紙の費用は奨学生が負担)・償還予定表・卒業証明書の写し等の提出をしていただきます。

お問い合わせ先

佐野市教育委員会 教育総務課 総務係

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 Tel 0283-20-3106